

大規模災害時の相互応援協定（案）

（趣旨）

第1条 社会福祉法人●●●（特別養護老人ホーム●●●）及び、社会福祉法人六高台福祉会（特別養護老人ホーム松寿園）（以下「協定当事者」という。）は、どちらかが次条に定める災害等により被災した場合、その社会福祉事業等の継続及び復旧が円滑にできるように相互に応援し合うことを約し、相互応援するために必要な事項を定める。

（災害等の定義）

第2条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号第2条第1号）に規定する災害
- (2) 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他、協定当事者が必要と認める事象

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 人員の派遣

事業継続及び応急復旧等に必要な介護職員、医療関係職員、生活相談員等の派遣

(2) 物資等の提供及びあっせん

医療介護関連物資、食料、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

(3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん

(4) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請方法）

第4条 被災した協定当事者からの要請は、被災した法人理事長から非被災地の法人理事長に対して行うものとする。但し、理事長に事故等がある場合は他の理事等から要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を相手方理事長に提出する。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物質等の品目及び数量

- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害等の発生により、協定当事者間で連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、非被災地にある協定当事者は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

(応援職員の派遣)

第6条 応援の要請を受けた非被災地の協定当事者は、直ちに応援体制を整え、応援を要請した被災地の協定当事者に協力するものとする。

2 応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況に応じ飲料水、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、応援を受ける被災地の協定当事者の指示に従って作業に従事する。

4 応援職員は、所属する協定当事者の法人名を表示した腕章等を着用する。

(応援職員の受入)

第7条 被災地の協定当事者は応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した協定当事者の負担とする。ただし、第5条の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定当事者間で別途協議する。

(相互応援連絡本部の設置)

第9条 どちらかの協定当事者が被災した場合は、情報交換及び連絡調整を円滑に行うために相互応援連絡本部をそれぞれの法人内に設置し、連絡調整に当たる。

(平常時からの取組)

第10条 協定当事者は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備

協定当事者からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項は、協定当事者で誠意を持って協議するものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、協定当事者は記名押印の上、各 1 通を保有する。

協定当事者

住所：

法人：

氏名：

(災害時の連絡先)



住所：千葉県松戸市六高台 2 丁目 1 9-2

法人：社会福祉法人 六高台福祉会

氏名 理事長 松澤 陽子

(災害時の連絡先)

☎ 0 4 7 - 3 8 6 - 6 3 5 7